

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	建設業者監督処分簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部監理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建設業者と新たに取引関係に入ろうとしている者にその処分に関する情報を提供するため。	
記録項目	1 処分を受けた建設業者の商号又は名称、2 主たる営業所の所在地、3 代表者の氏名、4 当該建設業者が許可を受けて営む建設業の種類及び許可番号、5 処分の根拠となる法令の条項、6 処分の原因となった事実	
記録範囲	処分をうけた建設業者	
記録情報の収集方法	裁判所等からの記録の閲覧、当事者からの徴収	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	国土交通省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部監理課	
	(所在地) 〒310-8555	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考	-	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	建設機械抵当法に基づく打刻申請管理ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県土木部監理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建設機械抵当法に基づく打刻申請事務における本人確認のために利用する。	
記録項目	1.氏名 2.住所	
記録範囲	建設機械打刻申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部監理課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	指名停止等措置状況一覧	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部監理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	公共工事の入札及び契約に係る情報を公表し、入札及び契約に関する透明性を確保するため。	
記録項目	1 業者名、2 所在地、3 根拠規程、4 措置日、5 指名停止等年月日、6 期間、7 指名停止等理由	
記録範囲	指名停止措置等を受けた者	
記録情報の収集方法	発注機関からの事故報告書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	県各部局入札関係課所、公共機関の発注担当課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部監理課	
	（所在地）〒310-8555	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	浄化槽工事業者登録事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部監理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	浄化槽工事業者の登録を行うため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所・電話番号、4 職業、5 学歴、6 資格、7 賞罰	
記録範囲	申請者、申請者の使用人（浄化槽設備士）	
記録情報の収集方法	浄化槽工事業申請書及び変更届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部監理課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町9 7 8－6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	特例浄化槽工事業者届出事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部監理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	浄化槽工事業者の届出を受理するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所・電話番号、4 職業、5 学歴、6 資格、7 賞罰	
記録範囲	届出者、届出者の使用人（浄化槽設備士）	
記録情報の収集方法	特例浄化槽工事業者届出書及び変更届出書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部監理課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町9 7 8－6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考	－	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	苦情・相談の処理に係る事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所）	
条例個人情報ファイルの利用目的	苦情、相談等の申立てについてその内容を確認して、必要な措置を講ずる。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 電話番号、4 権利を有する土地等の表示、5 意見・要望、6 相談・苦情	
記録範囲	苦情・相談の申立て者	
記録情報の収集方法	苦情・相談の申し立て	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	行政手続法第9条第2項	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	下水道法に基づく国土交通省所管の公共物に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	下水道法第36条の規定に基づき国土交通省所管の公共用財産の無償貸付又は譲与を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 電話番号	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	下水道法第36条	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	土地収用法に基づく行政代執行に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	収用委員会による土地明渡裁決のあった起業地について、起業者からの代執行請求に基づき、代執行係る処分を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 権利を有する土地等の表示	
記録範囲	土地所有者及び物件所有者	
記録情報の収集方法	起業者からの代執行請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	土地収用法第102条の2第2項	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	事業認定申請・裁決申請ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	土地収用法の規定に基づき、土地等の収用又は使用を行うこと。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・居所、5 本籍・国籍、6 家庭状況、7 親族関係、8 婚姻歴、9 意見・要望、10 相談・苦情	
記録範囲	土地収用法第8条に規定する「土地所有者」及び「関係人」	
記録情報の収集方法	本人との交渉、事務所等において調査・収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	土地収用法	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	代替地の情報提供、媒介及び提供の承認に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（土木部出先機関）	
条例個人情報ファイルの利用目的	代替地の情報提供、媒介及び提供の承認	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 資産	
記録範囲	代替地提供要望者、代替地提供者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	公共事業用地の取得に伴う代替地の情報提供及び媒介に関する事務取扱要領 代替地の提供に伴う契約及び支払いに関する事務取扱要領	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	土地改良法・土地区画整理法に基づく地区編入承認事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	国土交通省所管の法定外公共物が、土地改良区域、土地区画整理事業区域等に含まれる場合に、これらの地区に編入することの承認を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考	土地改良法第5条、土地区画整理法	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	測量法の施行に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	測量業者登録簿の閲覧 測量標移転申請請求	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 職業・職歴、4 資産、5 収入、 6 納税状況	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	測量法、同施行令、同施行規則	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	事業認定処分ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	土地収用法に基づく事業認定申請について、事業の公益性を確認し、起業者に対し申請起業地に係る収用権の付与に関する処分を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 権利を有する土地等の表示	
記録範囲	土地所有者及びその他所有権以外の権利者	
記録情報の収集方法	事業認定申請書及び参考資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	土地収用法第17条第2項	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	用地補償額算定書及び土地評価調書協議事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（土木部各出先機関）	
条例個人情報ファイルの利用目的	用地補償額の算定	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 住所、居所、4 電話番号、5 権利を有する土地等の表示、6 家庭状況、7 居住状況、8 資産、9 収入	
記録範囲	1 用地補償対象者及びその関係者（家族等） 2 用地補償対象者以外で、補償額算定に必要な資料の提供者	
記録情報の収集方法	用地調査等の成果	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	茨城県土木部用地取得事務方針 茨城県土木部用地事務取扱要領	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	道路法に基づく国土交通省所管の公共物に係る事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	道路法の規定に基づき、国土交通省所管の公共用財産の無償貸付、譲与、交換等を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 電話番号	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	道路法第90条、第92条、第94条	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	国有財産法に基づく国土交通省所管の法定外公共物に係る事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	国有財産法の規定に基づき、国土交通省所管の法定外公共物の適正な管理を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 電話番号	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	国有財産法第4条、第8条、第9条、第12条、第14条、第15条、茨城県公共物管理条例第4条	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	国土交通省所管の法定外公共物に関する訴訟事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	国土交通省所管の法定外公共物について、財産管理者として法務大臣による訴訟代理人の指定を受けて、国とともに訴訟を遂行する。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 住所・居所	
記録範囲	原告、被告、訴訟参加人、証人	
記録情報の収集方法	訴状等の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	国の理解に関係のある訴訟についての法務大臣の権限に関する法律第2条第2項	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	登記前支払事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（土木部各出先機関）	
条例個人情報ファイルの利用目的	登記前支払の承認事務	
記録項目	1 氏名、2 住所・居所、3 権利を有する土地等の表示、4 資産、5 取引状況	
記録範囲	土地所有者	
記録情報の収集方法	土地所有者、土地改良事業施行者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	茨城県土木部用地事務取扱要領	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	用地取得強化路線及び用地取得困難路線計画表ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課（各土木事務所等）	
条例個人情報ファイルの利用目的	用地取得強化路線の用地取得状況について進行管理を行う。	
記録項目	1 氏名、2 家族状況、3 親族関係、4 職業職歴、5 地位・役職、6 意見・要望	
記録範囲	土地所有者、物件所有者、用地及び補償費、用地取得面積、移転棟数	
記録情報の収集方法	本人との用地交渉、事務所にて調査・収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	社会的身分	
含まない記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	土木部用地取得進行管理要領	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	不動産の鑑定評価に関する法律の施行に関する事務ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	不動産鑑定業者の登録、不動産鑑定業者の登録簿閲覧	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・居所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 職業・職歴、8 地位・役職、9 学業・学歴、10 資格・賞罰、11 成績・評価	
記録範囲	不動産鑑定業者の登録（変更）申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請・申込	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部用地課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考	不動産の鑑定評価に関する法律、同施行令、同規則	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	所有者不明土地裁定申請ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定に基づき、土地使用権等の取得、土地等使用権の存続期間の延長、収用又は使用について裁定を行うこと。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・居所、5 本籍・国籍 6 意見・要望	
記録範囲	土地所有者、物件所有者、土地等権利者、土地関係人	
記録情報の収集方法	事業者又は起業者からの裁定申請書により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
含まない記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部用地課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第10条、同第13条、同第27条、同第32条、同第37条	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	道路管理瑕疵事故事務処理台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部道路維持課（水戸土木事務所、常陸大宮土木事務所、大子工務所、潮来土木事務所、土浦土木事務所、筑西土木事務所、常陸太田工事事務所、高萩工事事務所、鉾田工事事務所、竜ヶ崎工事事務所、常総工事事務所、境工事事務所）	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県が管理する道路法の道路の管理瑕疵に係る事故の損害賠償の事務に利用する	
記録項目	1 担当者名、2 事務所名、3 整理番号、4 路線名、5 事故発生箇所、6 事故発生年月日、7 被害原因、8 被害者氏名、9 被害状況、10 人身・物損の別、11 県過失の有無、12 県過失割合、13 進捗状況、14 事故速報受理年月日、15 事故調書受理年月日、16 請求書受理年月日、17 指示年月日、18 示談内諾年月日、19 専決処分年月日、20 示談締結年月日、21 賠償金支払い年月日、22 備考	
記録範囲	茨城県が管理する道路法の道路の管理瑕疵に係る事故の通報があった者	
記録情報の収集方法	事故被害者への聞き取り及び損害賠償請求書類の提出（平成27年度以降）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	管理道路損害賠償責任保険の契約先である保険会社	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部道路維持課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	屋外広告業者登録簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局都市計画課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）に係る屋外広告業の登録等を行った業者の記録のために利用する。	
記録項目	1 登録番号、2、登録年月日、3 組織区分、4 氏名（法人名）、5（法人の場合）代表者名、6 郵便番号、7 住所、8 電話番号、9 営業所名、10営業所の住所、11業務主任者名、12役員名	
記録範囲	茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）に基づき屋外広告業の登録等の手続きを完了した者	
記録情報の収集方法	屋外広告業者からの申請書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局都市計画課	
	（所在地）〒310-8555 水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	屋外広告物講習会修了者台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局都市計画課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）に係る屋外広告物講習会修了者の記録のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 電話番号、5 勤務先名、6 勤務先所在地、7 修了証書交付番号、8 講習会修了年月日	
記録範囲	茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）に基づき、屋外広告物講習会修了証書を交付した者	
記録情報の収集方法	屋外広告物講習会受講者からの申込書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局都市計画課	
	（所在地）〒310－8555 水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	まちづくり人材バンク登録者リスト	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局都市計画課	
条例個人情報ファイルの利用目的	市町村や住民団体等が実施するまちづくりの講演会などにまちづくりアドバイザーとして派遣することを目的に、まちづくり人材バンクの登録を行った個人の記録のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 専門分野、3 所属	
記録範囲	まちづくり人材バンクの登録手続きが完了した者	
記録情報の収集方法	市町村長等からの依頼書・登録書の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局都市計画課	
	（所在地）〒310-8555 水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	□法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県木造住宅耐震診断士台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づく木造住宅耐震診断士の情報を管理するもの。	
記録項目	1 番号、2 認定時期、3 認定番号、4 氏名、5 建築士種別、6 勤務先、7 勤務先郵便番号、8 勤務先所在地、9 勤務先電話番号、10 勤務先FAX番号、11 建築士事務所登録番号	
記録範囲	茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱に基づく認定の申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	応急危険度判定コーディネーター台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県震災建築物応急危険度判定要綱に基づく応急危険度判定コーディネーターの情報を管理するもの。	
記録項目	1 勤務先、2 勤務先職名、3 氏名、4 訓練参加履歴、5 応急危険度判定士認定の有無	
記録範囲	コーディネーター訓練の参加者	
記録情報の収集方法	本人からの申請等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	要緊急安全確認大規模建築物台帳
行政機関等の名称	茨城県知事
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課
条例個人情報ファイルの利用目的	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく要緊急安全確認大規模建築物の情報を管理するもの。
記録項目	1 管理番号、2 建築物所在地郵便番号、3 建築物所在地、4 建築物名称、5 建築物所有者の氏名、6 公共建築物又は民間建築物の別、7 用途、8 延べ面積、9 階数、10 建築年、11 耐震診断の実施の有無、12 耐震診断の結果、13 耐震改修の実施の有無、14 耐震診断結果報告・受理年月日、15 耐震診断補助実施の有無・実施年月日、16 耐震改修補助実施の有無・実施年月日、17 耐震診断の方法の名称、18 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果、19 耐震改修等の予定
記録範囲	建築基準法の規定に基づく建築確認申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく報告等の手続きを行った者等
記録情報の収集方法	本人からの申請等による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	要安全確認計画記載建築物台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく要安全確認計画記載建築物の情報を管理するもの。	
記録項目	1 管理番号、2 建築物名称、3 建築物所在地、4 建築物所有者・管理者の氏名、5 建築物所有者・管理者の住所・電話番号・郵便番号、6 建築年、7 旧耐震基準該当の有無、8 用途、9 延べ面積、10 階数、11 高さ、12 構造、13 耐震診断の有無・結果・実施年、14 耐震化の有無・方法・実施年	
記録範囲	建築基準法の規定に基づく建築確認申請、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく報告等の手続きを行った者等	
記録情報の収集方法	本人からの申請等による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号

	政令第21条第7項に該当 するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	仮使用承認台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づき、仮使用承認した建築物の情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 承認番号、2 建築主、3 建築物位置、4 用途、5 構造・階数、6 延べ面積、7 仮使用期間、8 手数料、9 受理年月日、10 承認年月日、11 設計者（連絡者）	
記録範囲	建築基準法の規定に基づく仮使用承認申請の手続きを行った申請者等（S52 から S57 まで）	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号	☒ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	一団地認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づき、一団地の認定をした建築物の情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 受付番号、2 申請者、3 建築物位置、4 用途、5 構造・階数、6 工事種別、7 敷地面積、8 延べ面積、9 認定番号、10 認定年月日、11 設計者（連絡者）	
記録範囲	建築基準法の規定に基づく一団地認定の手続きを行った申請者等（S48 から H8 まで）	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	建築基準法等認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法等の規定に基づき認定する建築物の情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 確認番号、2 建築主、3 建築物位置、4 用途地域、5 用途、6 工事種別、7 敷地面積、8 延べ面積、9 構造・階数、10対象条文	
記録範囲	建築基準法等の規定に基づく認定申請等の手続きを行った申請者等(H9以降)	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部都市局建築指導課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	バリアフリー法認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	バリアフリー法認定（バリアフリー法第17条第3項）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付年月日、3 建築主（申請者）氏名、4 建築位置、5 工事種別、6 申請床面積、7 認定申請手数料、8 認定番号、9 用途、10 敷地面積、11 延べ面積、12 構造、13 階数、14 認定年月日、15 設計者・工事監理者・施工者	
記録範囲	バリアフリー法の申請書に記載の申請者（平成10年以降）	
記録情報の収集方法	申請者からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例届出（ひとまち条例第18条第1項、2項）の一覧を管理する。	
記録項目	1受付年月日、2特定公共的施設の所在地、3特定公共的施設の名称及び種類、4工事種別、5指導の区分、6指導書年月日及び文書番号、7指導の主な内容、8受理年月日	
記録範囲	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の届出書に記載の届出者（平成8年以降）	
記録情報の収集方法	届出者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県景観形成条例大規模行為届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県景観形成条例大規模行為届出（景観形成条例第10条第1項、2項）の一覧を管理する。	
記録項目	1受付番号、2受付年月日及び届出年月日、3届出者の住所及び氏名、4行為の種類、5届出者の住所及び氏名、6行為地、7行為の内容、8審査済・指導通知年月日及び番号、9指導の有無、10指導の主な内容	
記録範囲	茨城県景観形成条例大規模行為届出書に記載の届出者（平成7年以降）	
記録情報の収集方法	届出者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	省エネ届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	省エネ性能計画の届出（建築物省エネ法第19条第1項他）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 評価書活用の有無、4 建築主、5 代理者、6 設計者、7 申請書（建築物省エネ法施行規則様式第5）第3面に記載の内容	
記録範囲	省エネ性能計画の届出書に記載の建築主、代理者、設計者（H29以降）	
記録情報の収集方法	建築主からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	省エネ適判台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	省エネ適合性判定（建築物省エネ法第12条第1項他）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 建築主、4 代理人、5 設計者、6 確認申請、7 計画書（建築物省エネ法施行規則様式第1）第3、5、6面に記載の内容、8 判定結果、9 判定番号、10 判定結果通知日、11 備考	
記録範囲	省エネ適合性判定の計画書に記載の建築主、代理人、設計者（H29以降）	
記録情報の収集方法	建築主からの計画の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	省エネ性能向上計画認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	省エネ性能向上計画認定（建築物省エネ法第 34 条第 1 項）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 対象とする範囲、4 建築主、5 代理者、6 設計者、7 確認申請、8 申請書（建築物省エネ法施行規則様式第 33）第 3、6 面に記載の内容、9 認定番号、10 認定通知日、11 備考	
記録範囲	省エネ性能向上計画認定の申請書に記載の建築主、代理者、設計者（H28 以降）	
記録情報の収集方法	建築主からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	低炭素建築物新築等計画認定台帳
行政機関等の名称	茨城県知事
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課
条例個人情報ファイルの利用目的	低炭素建築物新築等計画認定（エコまち法第53条第1項）の一覧を管理する。
記録項目	1 所管行政庁名、2 新規・変更、3 認定番号、4 申請者の住所又は主たる事務所の所在地、5 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名、6 申請の対象とする範囲、7 申請年月日、8 認定年月日、9 申請書（エコまち法施行規則様式第5）第3、5、6面に記載の内容、10 その他基準、11 太陽光発電、12 技術的審査の有無、13 法第54条2項に基づく申し出の確認済証番号、14 変更・取消、15 変更前の認定番号、16 変更概要、17 状況報告書の提出状況、18 受付番号、19 受付年月日、20 用途地域、21 申請手数料
記録範囲	低炭素建築物新築等計画認定の申請書に記載の申請者（H25以降）
記録情報の収集方法	申請者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	－
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－

条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱設計承認台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づく設計承認等の情報を管理するもの。	
記録項目	1 受付番号、2 受付年月日、3 事業主住所・氏名、4 施行区域に含まれる地域の名称、5 事業名、6 施行面積、7 設計承認番号・年月日、8 建築制限解除年月日、9 検査済番号・年月日	
記録範囲	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づく設計承認の手続きを行った申請者等	
記録情報の収集方法	本人等からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定等の情報を管理するもの。	
記録項目	1 受付年月日、2 受付番号、3 申請者住所・氏名、4 開発所在地、5 面積（工区）、6 認定番号・年月日、7 手数料、8 証明申請年月日、9 証明番号・年月日	
記録範囲	茨城県租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定の手続きを行った申請者等	
記録情報の収集方法	本人等からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号	☒ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県被災宅地危険度判定士登録台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき宅地判定士の情報を管理するもの。	
記録項目	1 番号、2 認定登録番号、3 氏名、4 組織名、5 部署名、6 調整員指定日	
記録範囲	茨城県で認定登録されたすべての宅地判定士	
記録情報の収集方法	本人等からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部都市局建築指導課	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	仮使用承認台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法に基づき、仮使用承認した建築物の情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 承認番号、2 建築主、3 建築物位置、4 用途、5 構造・階数、6 延べ面積、7 仮使用期間、8 手数料、9 受理年月日、10 承認年月日、11 設計者（連絡者）	
記録範囲	建築基準法の規定に基づく仮使用承認申請の手続きを行った申請者等（S53～H27）	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	建築基準法等認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法等の規定に基づき認定する建築物の情報を管理するために利用する。	
記録項目	1 確認番号、2 建築主、3 建築物位置、4 用途地域、5 用途、6 工事種別、7 敷地面積、8 延べ面積、9 構造・階数、10対象条文	
記録範囲	建築基準法等の規定に基づく認定申請等の手続きを行った申請者等(H20以降)	
記録情報の収集方法	本人等からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	(所在地) 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例届出（ひとまち条例第18条第1項、2項）の一覧を管理する。	
記録項目	1受付年月日、2特定公共的施設の所在地、3特定公共的施設の名称及び種類、4工事種別、5指導の区分、6指導書年月日及び文書番号、7指導の主な内容、8受理年月日	
記録範囲	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の届出書に記載の届出者（平成9年以降）	
記録情報の収集方法	届出者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県景観形成条例大規模行為届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県景観形成条例大規模行為届出（景観形成条例第10条第1項、2項）の一覧を管理する。	
記録項目	1受付番号、2受付年月日及び届出年月日、3行為の種類、4届出者の住所及び氏名、5行為地、6行為の内容、7審査済・指導通知年月日及び番号、8指導の有無、9指導の主な内容	
記録範囲	茨城県景観形成条例大規模行為届出書に記載の届出者（平成8年以降）	
記録情報の収集方法	届出者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	省エネ届出台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	省エネ性能計画の届出（建築物省エネ法第 19 条第 1 項他）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 評価書活用の有無、4 建築主、5 代理者、6 設計者、7 申請書（建築物省エネ法施行規則様式第 5）第 3 面に記載の内容	
記録範囲	省エネ性能計画の届出書に記載の建築主、代理者、設計者（H22 以降）	
記録情報の収集方法	建築主からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	省エネ適判台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	省エネ適合性判定（建築物省エネ法第 12 条第 1 項他）の一覧を管理する。	
記録項目	1 受付番号、2 受付日、3 建築主、4 代理人、5 設計者、6 確認申請、7 計画書（建築物省エネ法施行規則様式第 1）第 3、5、6 面に記載の内容、8 判定結果、9 判定番号、10 判定結果通知日、11 備考	
記録範囲	省エネ適合性判定の計画書に記載の建築主、代理人、設計者（R3 以降）	
記録情報の収集方法	建築主からの計画の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	定期報告台帳（建築物）	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第 12 条第 8 条の規定に基づき台帳を整備し、建築物の定期調査報告（建築基準法第 12 条第 1 項）の一覧を管理する。	
記録項目	1 建築物 ID、2 用途区分、3 用途、4 建築物名称、5 建築物所在地、6 敷地面積、7 延べ面積、8 建築面積、9 構造種別、10 階数、11 建築確認済証交付番号等、12 所有者名等、13 管理者名等、14 耐震診断及び改修の有無、15 受付年月日、16 調査者名、17 報告履歴	
記録範囲	建築物の定期検査報告書に記載の所有者、管理者、調査者、調査結果等（H20～）	
記録情報の収集方法	所有者等からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	定期報告台帳（防火設備）	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	建築基準法第 12 条第 8 条の規定に基づき台帳を整備し、建築物の定期検査報告（建築基準法第 12 条第 3 項）の一覧を管理する。	
記録項目	1 建築物 ID、2 用途区分、3 用途、4 建築物名称、5 建築物所在地、6 敷地面積、7 延べ面積、8 建築面積、9 構造種別、10 階数、11 建築確認済証交付番号等、12 所有者名等、13 管理者名等、14 防火設備の種別及び設置数、15 受付年月日、16 検査者名、17 報告履歴	
記録範囲	防火設備の定期検査報告書に記載の所有者、管理者、検査者、検査結果等（H30～）	
記録情報の収集方法	所有者等からの報告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	☐ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱設計承認台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づく設計承認等の情報を管理するもの。	
記録項目	1 受付番号、2 受付年月日、3 事業主住所・氏名、4 施行区域に含まれる地域の名称、5 事業名、6 施行面積、7 設計承認番号・年月日、8 建築制限解除年月日、9 検査済番号・年月日	
記録範囲	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の規定に基づく設計承認の手続きを行った申請者等	
記録情報の収集方法	本人等からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	茨城県租税特別措置法に基づく優良宅地認定台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城県租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定等の情報を管理するもの。	
記録項目	1 受付年月日、2 受付番号、3 申請者住所・氏名、4 開発所在地、5 面積（工区）、6 認定番号・年月日、7 手数料、8 証明申請年月日、9 証明番号・年月日	
記録範囲	茨城県租税特別措置法の規定に基づく優良宅地認定の手続きを行った申請者等	
記録情報の収集方法	本人等からの申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室	
	（所在地）〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第 2 項第 1 号	☒ 法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	公共用地等買収予定一覧表	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所契約用地課	
条例個人情報ファイルの利用目的	用地交渉のために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 郵便番号、4 電話番号、5 市町村名、6 大字、7 字、8 地番、9 公簿地目、10 公簿地積、11 現況地目、12 買収地積、13 買収地価格、14 土地代金、15 物件補償金	
記録範囲	公共用地等買収予定者の所有地の情報等を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	水戸税務署、潮来税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部鉾田工事事務所	
	(所在地) 〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	公共物物損事故処理票	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所道路管理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	管内道路で発生した物損事故の内容を管理するために利用する。	
記録項目	1 受付者氏名、2 受付日、3 受付時間、4 事故日、5 事故時間、6 路線名、7 場所、8 目標物、9 住所、10 氏名、11 電話番号、12 保険会社名・連絡先、13 施工会社名・連絡先	
記録範囲	管内道路で発生した物損事故の内容を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部鉾田工事事務所	
	（所在地）〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考		

様式第 2 号（第 3 条第 3 項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	管内道路問い合わせ内容一覧表	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所道路管理課	
条例個人情報ファイルの利用目的	管内道路で発生した問い合わせ処理の経過等を管理するために利用する。	
記録項目	1 受付者、2 受付日、3 時間、4 相手方氏名・住所・連絡先、5 場所、6 路線名、7 趣旨、8 内容、9 対応者、10 市町村名、11 処理方針、12 処理結果	
記録範囲	管内道路で発生した問い合わせ処理の経過等を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 茨城県土木部鉾田工事事務所	
	(所在地) 〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第 2 項第 1 号	□法第60条第 2 項第 2 号
	政令第21条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	文書收受処理簿	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所契約用地課（道路河川整備課、道路管理課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	当事務所あてに届いた文書の情報を記録するために利用する。	
記録項目	1 收受日、2 発信日、3 宛先、4 差出人、5 件名、6 処理期限、7 検印、8 完結日	
記録範囲	当事務所あてに届いた文書の情報を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部鉾田工事事務所	
	（所在地）〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	調定リスト	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所契約用地課（道路河川整備課、道路管理課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	道路・河川敷等占用料の債権管理のために利用する。	
記録項目	1 調定番号、2 調定年月日・調定金額、3 納入義務書、4 納期限、5 督促状交付期限、6 督促状納期限、7 納入年月日・納入金額、8 占用物件内訳	
記録範囲	道路・公園・海岸・河川敷占用料の債権の状況を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部鉾田工事事務所	
	（所在地）〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
備 考		

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	道路占用許可等処理状況リスト	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	土木部鉾田工事事務所契約用地課（道路河川整備課、道路管理課）	
条例個人情報ファイルの利用目的	道路占用許可、道路工事施工承認、道路境界立会の受付状況等の管理のために利用する。	
記録項目	1 書類提出日、2 受付日、3 許可年月日、4 指令番号、5 申請者、6 代理人、7 路線名、8 場所、9 目的・期間・占用料、10 内容、11 整理番号、12 警察協議・回答、13 工期期限、14 納期限、15 境界立会日、16 工事目的	
記録範囲	・道路占用許可の受付状況等を記録したもの。 ・道路工事施工承認の受付状況等を記録したもの。 ・道路境界立会の受付状況等を記録したもの。	
記録情報の収集方法	本人からの届出。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県土木部鉾田工事事務所	
	（所在地）〒311-1504 茨城県鉾田市安房1414	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	□法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

備 考	
-----	--

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿 （単票）

条例個人情報ファイルの名称	土地区画整理事業権利者ファイル	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県土木部竜ヶ崎工事事務所道路整備一課	
条例個人情報ファイルの利用目的	土地区画整理事業に伴う各種行政処分、通知等を確実に行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢・生年月日、4 住所・居所、5 電話番号、6 家庭状況	
記録範囲	土地区画整理事業施工地区内の土地所有者及び権利を有する者	
記録情報の収集方法	・ 法務局、市町村等から収集 ・ 地権者等との交渉により収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 土木部竜ヶ崎工事事務所	
	(所在地) 〒301-0007 茨城県龍ヶ崎市馴柴町35	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考	—	

様式第2号（第3条第3項関係）

条例個人情報ファイル簿（単票）

条例個人情報ファイルの名称	I P S（いばらきポートセキュリティーカード）管理台帳	
行政機関等の名称	茨城県知事	
条例個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	茨城県茨城港湾事務所	
条例個人情報ファイルの利用目的	茨城港常陸那珂港区の国際埠頭施設における制限区域への出入管理	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号	
記録範囲	I P S カード発行申請書を提出したもの	
記録情報の収集方法	本人からの申請に基づき、所属会社がとりまとめ提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）茨城県茨城港湾事務所 港営課	
	（所在地）〒319-1113 茨城県那珂郡東海村照沼768-47	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
条例個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		